



未病改善ヒーロー  
ミビョーマン

令和2年9月1日  
記者発表資料

# 神奈川県と朝日生命保険相互会社は「未病改善の 推進等に関する連携協定」を締結しました

神奈川県と朝日生命保険相互会社は、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向け、未病対策の推進に相互に連携・協力して取り組むため、協定を締結しました。

## 1 朝日生命保険相互会社について

朝日生命保険相互会社は、経営の基本理念「まごころの奉仕」のもとに、生命保険事業を通じた商品やサービスの提供により、健康増進に積極的に取り組み、地域社会への貢献活動を行っています。

## 2 主な連携内容

- (1) 未病改善全般の普及啓発に関する事
- (2) たばこ対策の普及啓発に関する事
- (3) がん検診受診を始めとしたがん対策全般の普及啓発に関する事
- (4) 特定健診受診の普及啓発に関する事
- (5) 風しん撲滅作戦の推進に関する事
- (6) 認知症施策の普及啓発に関する事
- (7) 介護現場の魅力発信に関する事
- (8) その他必要と認める事項

(添付資料)

- ・神奈川県と朝日生命保険相互会社との未病改善の推進等に関する連携協定書
- ・協定に基づく当面の具体的な取組

## ME-BYO (未病)とは

「未病」とは、健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念です。



## 未病改善3つの取組

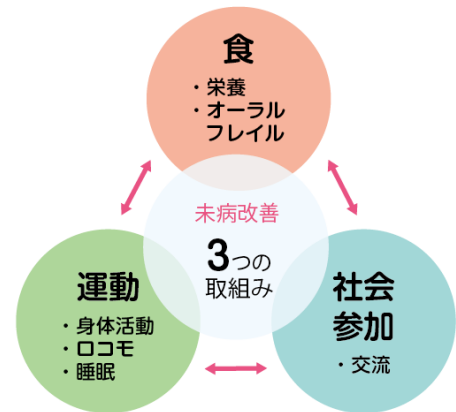
未病改善の基本は「食」「運動」「社会参加」の3つの取組です。

「食」は、毎日の食生活を見直し、健康的な食生活へ改善すること。オーラルフレイル※対策も重要です。

「運動」は、日常生活にスポーツや運動を取り入れること。質の良い睡眠も重要です。

「社会参加」は、ボランティアや趣味の活動等で他者と交流し、社会とのつながりを持つこと。

※ 心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態



## 問合せ先

健康医療局保健医療部健康増進課

課長

樋口

電話 045-210-4770

課長代理(未病対策担当)

うねめ  
采女

電話 045-210-4746

## 神奈川県と朝日生命保険相互会社との未病改善の推進等に関する連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と朝日生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、神奈川県が進める未病対策（未病改善の取組）等に関し、その推進のための連携・協力を行うため、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、未病対策を推進することにより、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）未病改善全般の普及啓発に関すること。
- （2）たばこ対策の普及啓発に関すること。
- （3）がん検診受診を始めとしたがん対策全般の普及啓発に関すること。
- （4）特定健診受診の普及啓発に関すること。
- （5）風しん撲滅作戦の推進に関すること。
- （6）認知症施策の普及啓発に関すること。
- （7）介護現場の魅力発信に関すること。
- （8）その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相

相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

- (1) 相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。
  - (2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
  - (3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治（自署）

乙 東京都千代田区大手町2-6-1

朝日生命保険相互会社

代表取締役社長 木村 博紀（自署）

## 協定に基づく当面の具体的な取組

- 1 未病改善全般の普及啓発に関すること
  - ⇒ 市町村未病センターにおける健康支援プログラムの提供
  - ⇒ 子どもの未病改善応援プログラムの提供
  - ⇒ イベントや事業所等での啓発動画（県が作成したもの）の放映
  - ⇒ 未病関連の県主催イベントへの出展や協力
  - ⇒ 高齢者サロン活動等における健康支援プログラムの周知及び提供
  
- 2 たばこ対策の普及啓発に関すること
  - ⇒ 小学生に向けた教育冊子の作成協力
  - ⇒ 喫煙者に向けた卒煙（禁煙）サポート事業への協力
  
- 3 がん検診受診を始めとしたがん対策全般の普及啓発に関すること
  - ⇒ 啓発リーフレットの配架
  - ⇒ 県イベントへの協賛、企業ノベルティの提供
  
- 4 特定健診受診の普及啓発に関すること
  - ⇒ ポスター・リーフレット等の配布・掲示
  - ⇒ イベントや事業所等での啓発動画（県が作成したもの）の放映
  
- 5 風しん撲滅作戦の推進に関すること
  - ⇒ 県のポスターやリーフレット等の配布・掲示
  
- 6 認知症施策の普及啓発に関すること
  - ⇒ 認知症相談窓口や若年性認知症リーフレットの配布
  
- 7 介護現場の魅力発信に関すること
  - ⇒ かながわ感動介護大賞エピソード募集の周知、ドキュメンタリー映像の映写
  
- 8 その他甲及び乙が必要と認める事項
  - ⇒ 健康増進意識の向上に資する商品・サービスの開発検討
  - ⇒ 未病産業研究会への参画、未病産業活性化への協力
  - ⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力